

戦没者等の遺族に対する 特別弔慰金 請求の手引

(令和7年施行・第十二回特別弔慰金)

京 都 府 (地域福祉推進課)

「戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法」に基づき、対象となる戦没者等の遺族（代表）の方は、お住まいの各市町村役場、福祉事務所（京都市内居住の方は各区・支所保健福祉センター）で手続きをしてください。

■基 準 日 令和7年4月1日

■請 求 期 限 令和10年3月31日まで

■支 給 額 27万5千円の国庫債券（年5.5万円 5年償還）

■対 象 者 戦没者等の遺族（2ページ参照）

■遺族の範囲 配偶者、子（胎児を含む）、孫、兄弟姉妹で戦没者等の死亡当時生まれていた方。 ※上記以外の三親等内親族（甥姪等）は、戦没者等の死亡当時、戦没者等と1年以上生計関係がある方

■請 求 権 者

- ・ 令和7年4月1日現在、請求順位（2ページ参照）の上位の方1名が請求できます。
- ・ 「上位の方」が同順位で複数おられる場合は、その内の1名が全ての同順位者を代表し、同順位者間の調整を行うこと等を承諾の上で、請求してください。
- ・ 請求権者が令和7年4月1日以降に死亡し未請求の場合は、その方の相続人が請求できます。
- ・ 令和7年4月1日現在、日本国籍を有さない方、離縁によって戦没者等との親族関係が終了している方、又は死亡している方は対象となりません。

■提 出 先 お住まいの各市町村役場、福祉事務所（京都市内居住の方は各区・支所保健福祉センター）

■提 出 書 類 同一戦没者等について過去受給あり（3ページ）過去受給なし（4、5ページ）

■問 合 せ 先 京都府健康福祉部 地域福祉推進課 恩給・援護係
(電話 075-414-4616、4620、4623)

お住まいの各市町村役場、福祉事務所（京都市内居住の方は各区・支所保健福祉センター）

1 今回の主な対象者

令和7年4月1日(基準日)現在、同一の戦没者等の死亡に関し、公務扶助料、遺族年金等の受給権者がいない場合に、次の①～③の遺族が対象となります。(遺族の中に公務扶助料、遺族年金等の受給権者がおられる場合は支給されませんので、御注意ください。)

- ① 昭和12年7月7日(日華事変)以後の戦争による戦没者等(軍人、軍属、準軍属)の遺族
- ② 昭和6年9月18日(満洲事変)から昭和12年7月6日(日華事変前日)までに受傷又は病した戦没者(軍人)の遺族
- ③ 昭和6年9月18日(満洲事変)以降に死亡した判任文官、高等文官、従軍文官(昭和21年勅令第68号により軍人恩給を停止されなかった場合も含む。)の遺族

2 対象となる遺族の順位と範囲(特別弔慰金の支給順位表)

順 位	対 象 者		支 給 要 件
1	弔慰金受給権者 (弔慰金受給権者とみなされる者を含む。)		弔慰金の受給権者が配偶者の場合は次の要件をすべて満たす必要があります。 1. 戦没者等の死亡後、遺族以外の者と事実上の婚姻関係にあつて弔慰金の受給権を取得した配偶者は、弔慰金の受給権取得時に戦没者等の子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹がいないこと 2. 弔慰金の受給権取得後、遺族以外の者と氏を改める婚姻又は遺族以外の者と事実上の婚姻をしていないこと
2	転 給 遺 族	子	戦没者等の死亡当時の胎児を含む。
3		父母	次の要件をすべて満たす必要があります。 1. 戦没者等の死亡当時、戦没者等と生計関係を有していること 2. 基準日において、遺族以外の者の養子になっていないこと(戦没者等の死亡日前の養子縁組を除く) 3. 基準日において、遺族以外の者と氏を改める婚姻をしていないこと又は遺族以外の者と事実上の婚姻関係にないこと(戦没者等の死亡日前の婚姻関係を除く)
4		孫	
5		祖父母	
6		兄弟姉妹	
7		父母	3～6順位に必要な要件を満たしていない者
8		孫	
9		祖父母	
10		兄弟姉妹	
11		上記以外の三親等内親族	戦没者等の死亡時まで引き続き1年以上戦没者等と生計関係を有していた者で、戦没者等の葬祭を行った者
12		上記以外の三親等内親族	戦没者等の死亡時まで引き続き1年以上戦没者等と生計関係を有していた者で、戦没者等の葬祭を行わなかった者

3 提出書類一覧表

●「前回受給者（ケース①）」「前回受給者が同順位者（ケース②）」「前回受給者が先順位者」（ケース③）」の場合
(同一の戦没者等について、遺族のうち誰かが特別弔慰金の裁定を受けている場合)

提出書類		前回受給者（ケース①）		前回受給者以外	
		配偶者以外	配偶者	前回受給者と 同順位者 (ケース②)	前回受給者が 先順位者 (ケース③)
1	請求書	○	○	○	○
2	現況申立書	○（※1）（※2）	○（※1）	○	○
3	令和7年4月1日の請求者の戸籍抄本	○	○	○	○
4	戦没者等の死亡当時における戦没者等と請求者との続柄を証する戸籍	-	-	○	○
5	戦没者等の死亡当時における戦没者等と弔慰金受給権者との続柄を証する戸籍	-	-	-	-
6	先順位者がいないことを証する戸籍	-	-	-	○
7	年金給付の受給権者がいないことを証する戸籍	-	-	-	-
8	戦没者等の死亡時から令和7年3月31日の間の請求者の戸籍	-	○ (前回の特弔基準日から)	-	△ (第3～6順位のみ必要)
9	特別弔慰金失権事由非該当申立書 (配偶者用) (配偶者の相続人用)	-	○	-	-
10	生計関係申立書とそれを証明する資料 (請求者が第3～6、11及び12順位で、戦没者等と別戸籍であるが生計関係ありと申し立てているとき)	-	-	△	△
11	葬祭を行ったことを証明する資料 (第11順位のみ)	-	-	△	△
12	もとの身分、死因を証明する資料 (過去に弔慰金又は恩給等の裁定を受けていないとき)	-	-	-	-
13	公務扶助料の受給者がいたことを証明する資料 (文官公務扶助料のみ必要)	-	-	-	-
14	登記事項証明書 (成年後見人等が請求するとき)	△	△	△	△
15	相続人であることを証する戸籍等 (相続人が請求するとき)	△	△	△	△
16	相続財産清算人であることの確認書類 (相続財産清算人が請求するとき)	△	△	△	△
17	委任状 (外国居住者が請求する場合) (請求手続、同順位者間の調整を委任した場合)	△	△	△	△

○は必須、△は提出書類欄等に記載した（ ）に該当する場合、必要に応じて提出する書類です。

※1 前回受給者でこれまでの請求で提出した現況申立書(写)がある場合は、当該現況等申立書(写)を活用して提出することが可能です。

※2 第11・12順位の場合、現況申立書の提出の省略をすることが可能です

●初めて特別弔慰金を請求する場合

(過去に同一の戦没者等について遺族の中で誰も特別弔慰金の裁定を受けていない場合)

【弔慰金受給権者とみなされる者を含む】

提出書類		弔慰金受給権者 (第1順位) (配偶者以外)		弔慰金受給権者とみ なされる者 (第1順位) (配偶者以外)		配偶者 (第1順位)	
		弔慰金 既裁定	弔慰金 未請求	日華・ 満洲事変 間遺族	判任文官 等の遺族	弔慰金 既裁定	弔慰金 未請求 (みなしも 含む)
1	請求書	○	○	○	○	○	○
2	現況申立書	○	○	○	○	○	○
3	令和7年4月1日の請求者の戸籍抄本	○	○	○	○	○	○
4	戦没者等の死亡当時における戦没者等と 請求者との続柄を証する戸籍	○	○	○	○	○	○
5	戦没者等の死亡当時における戦没者等と 弔慰金受給権者との続柄を証する戸籍	-	-	-	-	-	-
6	先順位者がいないことを証する戸籍	-	-	-	-	-	-
7	年金給付の受給権者がいないことを証する 戸籍	○(※1)	○(※1)	○(※1)	○(※1)	○(※1)	○(※1)
8	戦没者等の死亡時から令和7年3月31 日の間の請求者の戸籍	-	-	-	-	○	○
9	特別弔慰金失権事由非該当申立書(配 偶者用)(配偶者の相続人用)	-	-	-	-	○	○
10	生計関係申立書とそれを証明する資料 (請求者が第3～6、11及び12順位で、戦 没者等と別戸籍であるが生計関係ありと申 し立てているとき)	-	-	-	-	-	-
11	葬祭を行ったことを証明する資料 (第11順位のみ)	-	-	-	-	-	-
12	もとの身分、死因を証明する資料 (過去に弔慰金又は恩給等の裁定を受けて いないとき)	-	△	△	△	-	△
13	公務扶助料の受給者がいたことを証明する 資料(文官公務扶助料のみ必要)	-	-	-	○	-	△
14	登記事項証明書 (成年後見人等が請求するとき)	△	△	△	△	△	△
15	相続人であることを証する戸籍等 (相続人が請求するとき)	△	△	△	△	△	△
16	相続財産清算人であることの確認書類 (相続財産清算人が請求するとき)	△	△	△	△	△	△
17	委任状(外国居住者が請求する場合) (請求手続、同順位者間の調整を委任し た場合)	△	△	△	△	△	△

○は必須、△は提出書類欄等に記載した()に該当する場合、必要に応じて提出する書類です。

※1 戦没者等の父母・祖父母で生年月日が国内最高齢者(男性:大正3年3月14日、女性:明治42年9月2日)より前の場合、提出不要です

【転給遺族】

提出書類		転給遺族							
		(第2順位)		(第3～6順位)		(第7～10順位)		(第11～12順位)	
		弔慰金既 裁定	弔慰金 未請求 (みなしも 含む)	弔慰金 既裁定	弔慰金 未請求 (みなしも 含む)	弔慰金 既裁定	弔慰金 未請求 (みなしも 含む)	弔慰金 既裁定	弔慰金 未請求 (みなしも 含む)
1	請求書	○	○	○	○	○	○	○	○
2	現況申立書	○	○	○	○	○	○	○	○
3	令和7年4月1日の請求者の戸籍抄本	○	○	○	○	○	○	○	○
4	戦没者等の死亡当時における戦没者等と請求者との続柄を証する戸籍	○	○	○	○	○	○	○	○
5	戦没者等の死亡当時における戦没者等と弔慰金受給権者との続柄を証する戸籍	-	※1	-	※1	-	※1	-	※1
6	先順位者がいないことを証する戸籍	○	○	○	○	○	○	○	○
7	年金給付の受給権者がいないことを証する戸籍	○(※2)	○(※2)	○(※2)	○(※2)	○(※2)	○(※2)	○(※2)	○(※2)
8	戦没者等の死亡時から令和7年3月31日の間の請求者の戸籍	-	-	○	○	-	-	-	-
9	特別弔慰金失権事由非該当申立書（配偶者用）（配偶者の相続人用）	-	-	-	-	-	-	-	-
10	生計関係申立書とそれを証明する資料（請求者が第3～6、11及び12順位で、戦没者等と別戸籍であるが生計関係ありと申し立てているとき）	-	-	△	△	-	-	△	△
11	葬祭を行ったことを証明する資料（第11順位のみ）	-	-	-	-	-	-	△	△
12	もとの身分、死因を証明する資料（過去に弔慰金又は恩給等の裁定を受けていないとき）	-	△	-	△	-	△	-	△
13	公務扶助料の受給者がいたことを証明する資料（文官公務扶助料のみ必要）	-	△	-	△	-	△	-	△
14	登記事項証明書（成年後見人等が請求するとき）	△	△	△	△	△	△	△	△
15	相続人であることを証する戸籍等（相続人が請求するとき）	△	△	△	△	△	△	△	△
16	相続財産清算人であることの確認書類（相続財産清算人が請求するとき）	△	△	△	△	△	△	△	△
17	委任状（外国居住者が請求する場合）（請求手続、同順位者間の調整を委任した場合）	△	△	△	△	△	△	△	△

○は必須、△は提出書類欄等に記載した（ ）に該当する場合、必要に応じて提出する書類です。

※1 裁定県での審査により受給権に疑義が生じた場合、提出が必要となることがあります。

※2 戦没者の父母・祖父母で生年月日が国内最高齢（男性：大正3年3月14日、女性：明治42年9月2日）より前の場合、提出不要です。

◇請求書等の記入例

請求書

戦没者等の遺族に対する特別弔慰金請求書					令和7年改正法
					4-62
戦没者等	フリガナ	エンゴ	タロウ	生年月日	明治(大正)・昭和
	氏名	(姓) 援護	(名) 太郎		10年1月1日
	除籍時の本籍等	東京(都道府県)		死亡年月日	昭和・平成・令和
	もとの身分	陸軍(軍人・軍属)・海軍(軍人・軍属)・準軍属			
請求者	フリガナ	エンゴ	タダシ	生年月日	明治・大正(昭和)・平成・令和
	氏名	(姓) 援護	(名) 忠		19年1月1日
	戦没者等との続柄	配偶者・(子)・父・母・孫・兄・姉・弟・妹・甥・姪・その他()			
	住所	〒123-4567 東京(都道府県) 千代田区霞が関〇—〇			
被相続人	フリガナ			死亡年月日	令和
	氏名	(姓)	(名)		年 月 日
	戦没者等との続柄	配偶者・子・父・母・孫・兄・姉・弟・妹・甥・姪・その他()			
	区分	成年後見人等・親権者等・国外居住請求者の代理人			
成年後見人等	フリガナ			住所	〒 都道府県
	氏名	(姓)	(名)	住所	〒 都道府県
	住所			電話番号	自宅・携帯 - -
	電話番号			国債の受領を市区町村長に委任する場合はその市区町村名	千代田 市区町村
国債の償還金希望支払場所	金融機関の所在地		金融機関の名称		
	東京(都道府県)		霞ヶ関郵便局		千代田 市区町村
上記により、「戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法」の特別弔慰金を請求します。 なお、同順位者が数人ある場合は、次の事項を承諾の上、全ての同順位者を代表して特別弔慰金を請求します。 - 権利の裁定は全ての同順位者に対してしたものとなされるため、他の同順位者は権利の裁定を受けた者に対し、各々の持分を主張することができます。 - 他の同順位者から各々の持分を主張された場合は、権利の裁定を受けた者の責任で調整を行います。 - 本請求書の請求者の氏名及び連絡先は、特別弔慰金の請求又は審査請求を行った他の同順位者に教示されます。下記の記載欄に記載の氏名が請求者の氏名と異なる場合は、請求者の氏名並びに下記記載欄の氏名及び連絡先が教示されます。 令和 7 年 5 月 1 日 厚生労働大臣 裁定都道府県知事 殿 氏名 援護 忠					

「戦没者等」の除籍時の本籍・もとの身分等について、わからない場合は空欄のままで構いません。

日中連絡可能な請求者の電話番号を記入してください。ご家族への連絡を希望する場合は、ご家族の方の電話番号と氏名、請求者との続柄も追加して記入してください。

前回の受給状況について該当するものに○をしてください。

請求者の住所地の市区町村名を記入してください。

国債の償還金を受け取る郵便局等の名称を記入してください。

請求者が自署できない場合は代筆で構いません。

現況申立書

戦没者等の遺族の現況等についての申立書

令和 7 年 5 月 1 日 記入

申立人 援護 忠

遺族の氏名 (生年月日)	戦没者等との続柄	戦没者等との生計関係	遺族の令和7年3月31日までの状況	
			死亡・国籍喪失・離縁により戦没者等との親族関係が終了しているとき	左記以外のとき
援護 ひろ 大 (12 年 1 月 1 日)	妻	有 無	昭・平・令 3 年 2 月 1 日 死亡・国籍喪失・離縁	大・昭・平・令 遺族・遺族以外 の 婚姻(内縁関係を含む)・養子縁組 (年 月 日離婚・離縁)
援護 忠 昭 (19 年 1 月 1 日)	長男	有 無	昭・平・令 年 月 日 死亡・国籍喪失・離縁	大・昭・平・令 遺族・遺族以外 の 婚姻(内縁関係を含む)・養子縁組 (年 月 日離婚・離縁)
厚生 和子 昭 (20 年 3 月 3 日)	長女	有 無	昭・平・令 年 月 日 死亡・国籍喪失・離縁	大・昭・平・令 遺族・遺族以外 の 45 年 10 月 1 日 厚生 昭 婚姻(内縁関係を含む)・養子縁組 (年 月 日離婚・離縁)

戦没者の死亡時点における次の遺族全員（いずれも戦没者からみた続柄）について記入してください。※死亡された方についても記入してください。

- ・配偶者（事実上の婚姻関係にあった者を含む。）
- ・子
- ・孫
- ・兄弟姉妹
- ・請求者が上記以外の三親等内親族（甥・姪など）である場合は、上記に加えて三親等内親族全員についても記入してください。

◇法定代理人・相続人・外国居住者の請求書の記入

請求書を提出 する者 記入欄		成年後見人等 ※ 1	相続人	相続財産清算人 ※ 2	外国居住者の代理人
請 求 者	氏名	権利者 (被成年後見人等)	相続人	死亡した 元の権利者	権利者
	住所	権利者 (被成年後見人等) の住所	相続人の住所	死亡した元の 権利者の住所	権利者の外国住所 (カタカナ又は漢字表記)
償還金支払場所		任意の 郵便局等	任意の 郵便局等	任意の 郵便局等	任意の 郵便局等
被 相 続 人		—	死亡した 元の権利者	死亡した 元の権利者	—
代理人等	氏名	成年後見人等	—	相続財産清算人	代理人
	住所	成年後見人等 の住所	—	相続財産清算人 の住所	代理人の国内住所
下欄の 「請求します。」 の氏名		成年後見人等	相続人	相続財産清算人	権利者
請求書の提出先 (市区町村)		成年後見人等の 居住地	相続人の 居住地	相続財産清算人 の居住地※ 3	代理人の居住地

※ 1 親権者の場合は、成年後見人等を読み替えます。

※ 2 民法改正（令和 3 年法律第 24 号）により、従来の相続財産管理人は、相続財産清算人に名称変更されたため、新制度下（令和 5 年 4 月 1 日以後の選任）では、相続財産管理人が特別弔慰金を請求することができなくなりました。

※ 3 相続財産清算人が弁護士等の場合、審判書謄本等に記載されている所在地。